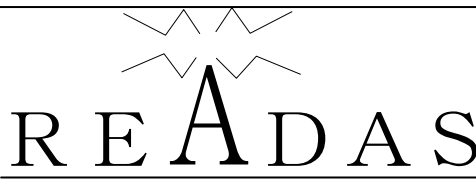


第 5833 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 11月 9日 木曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

通信販売により生じた売掛債権

Q：当社はネット販売をしています。商品引渡し後に振り込みしてもらった売掛金に回収できないものがあります。貸倒れとして損金の額に算入することはできますでしょうか？

A：損金の額に算入することが認められるものと思われます。

【解説】

売掛債権は、一般の貸付金等の債権とは異なり、履行が遅滞したからといって直ちに債権確保のための手続をとることが事実上困難である等の事情から、取引を停止した後1年以上経過してもなお回収できない場合に、備忘価額を付し、その残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これが認められることとされています。なお、この場合の「取引の停止」とは、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したため、その後の取引を停止するに至った場合をいいますから、例えば、不動産取引のように同一人に対し通常継続して行うことのない取引を行った債務者に対して有するその取引に係る売掛債権が1年以上回収できないとしても、この取扱いの適用はないこととされています。お尋ねの場合、通販ということで、1回限りの取引も多いのではと思いますが、一度でも注文があった顧客について、継続・反復して販売することを期待してその顧客情報を管理している場合には、「継続的な取引を行っていた債務者」として、取引を停止した後1年以上経過したときに貸倒れの処理をすることができるとされています。

